

平成 30 年度 長崎市製品・技術「優れモノ」PR 補助金 募集要項

長崎市商工部商工振興課

1. 事業の概要

長崎市製品・技術「優れモノ」認証制度の認証を受けた製品・技術の取引先の開拓及び受注機会の確保を目的に認証事業者が行うPR活動を支援することを目的とします。

2. 補助対象者

長崎市製品・技術「優れモノ」認証制度の認証を受けた事業者

3. 補助対象事業

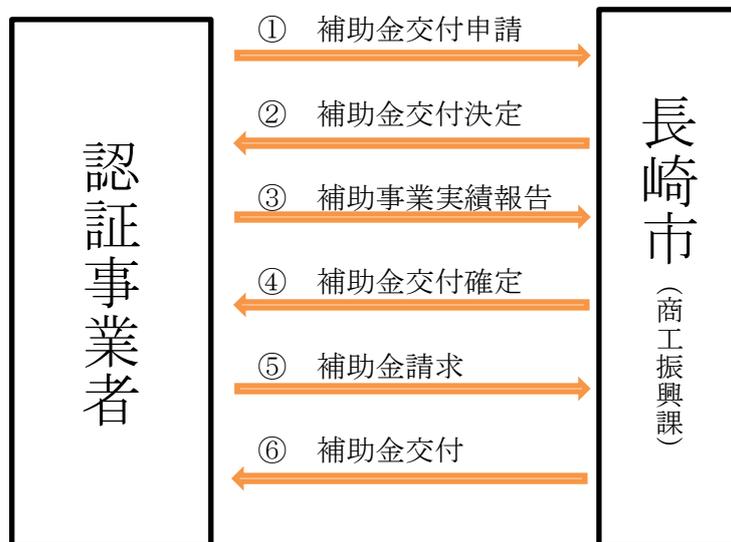
認証事業者が認証製品等の販路開拓及び受注機会の確保を目的として行う、以下の事業とします。

- (1)産業見本市、展示会及び商談会への出展
- (2)ホームページの作成及び改修
- (3)パンフレット、チラシ、カタログ及びポスターの作成
- (4)新聞・雑誌への広告
- (5)プロモーション動画の作成
- (6)外国語翻訳

※同一内容で、既に国や地方公共団体の補助金の交付を受けている事業は補助対象外とします。

※補助金の交付決定前に着手した事業は、補助対象外とします。

4. 補助事業のスキーム



5. 補助率・補助限度額

(1)補助率

補助対象経費の総額の2分の1（1,000円未満の端数は切捨て）

(2)補助限度額

20万円

(3)補助回数

同一補助事業者に対する補助回数は設定しません。ただし、同一年度に同一補助事業者に対する補助金の交付総額が補助限度額を超えない回数とします。

6. 補助対象経費

(1)補助対象経費の区分

本補助事業の対象とする経費は、下表に掲げるもので、補助事業の遂行に直接必要なものとしてします。

補助対象事業の区分	補助対象経費
産業見本市、展示会及び商談会への出展	認証製品・技術の出展に係る出展負担金、小間料、小間装飾費（備品の購入を除く）、運搬費及び旅費
ホームページの作成及び改修	認証製品・技術のPRを目的としたホームページ作成又は改修に係る委託料
パンフレット、チラシ、カタログ及びポスターの作成	認証製品・技術のPRを目的としたパンフレット、チラシ、カタログ若しくはポスターの作成に係る委託料又は印刷製本費
新聞・雑誌への広告	認証製品・技術のPRを目的とした広告掲載料及び広告デザインのための委託料
プロモーション動画の作成	認証製品・技術のPRを目的とした動画作成のための委託料
外国語翻訳	認証製品・技術のPRを目的としてパンフレット又はホームページを外国語で記載する場合における翻訳に係る委託料

(2)補助対象経費全般にわたる留意事項

ア書類の整備

補助事業を行うにあたっては、帳簿及びすべての証拠書類を揃え、補助事業の対象経費として明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておいてください。これらの書類を、補助事業が完了した日の属する市の会計年度の終了後5年間保存しなければなりません。

7. 補助対象期間

補助金の交付決定日～平成31年3月31日

8. 補助金の交付申請手続きについて

(1)受付期間

平成30年7月20日～平成31年2月28日

(2)提出先（郵送または持参）

〒850-8685 長崎市桜町4-1

長崎市 商工部 商工振興課 工業貿易係（担当：山田、高比良）

(3)提出書類（提出部数：各1部）

①補助金等交付申請書

②補助事業（収支）計画書

③市税、事業税（県税）、消費税及び地方消費税の完納証明書

④登記事項証明書

※①、②については、長崎市ホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.nagasaki.lg.jp/jigyo/360000/362000/p008938.html>

(4)書類作成上の諸注意

①ダウンロードした補助金等交付申請書について

- ・「補助事業等の経費所要額」欄は、補助事業（収支）計画書の事業収支計画の合計と同額を記載してください。
- ・「交付申請金額」欄は、補助対象経費に補助率 1/2 を乗じた額を記載してください。なお、その額が、補助限度額を超える場合は、補助限度額を記載してください。
- ・「補助事業等の完了予定年月日」欄は、産業見本市等への出展については見本市の終了予定日とし、その他については、全ての補助対象経費の支払いを完了する予定日とします。

②ダウンロードした補助事業（収支）計画書について

- ・「補助対象事業」の欄は、実施する事業の項目にチェックをし、産業見本市等への出展については、概要のわかる主催者公表資料の写しを添付してください。

③市税・事業税（県税）、消費税及び地方消費税の完納証明書、④登記事項証明書について

- ・関係機関から証明書の交付を受けて提出してください。

9. 審査方法

申請順に受付を行い、申請書に基づき審査します。

10. 補助事業に決定した後の留意事項

(1)補助金の交付

補助金の交付決定後に、決定通知書を送付します。補助金支払いは、補助事業完了後に実績報告書の提出を受け、支出内容等を証拠書類等により確認し、補助金額を決定した後の精算払とします。

(2)実績報告書の提出等

事業が完了した日から起算して1月を経過した日又は補助事業を行った年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出してください。

11. 問い合わせ先

本補助事業について、ご不明な点などは、下記までご連絡ください。

長崎市 商工部 商工振興課 工業貿易係（担当：山田、高比良）

〒850-8685 長崎市桜町4-1（商工会館4F）

TEL 095-829-1150 FAX 095-829-1151